

京都市京北地域でのデマンド交通システム構築及び実証運行支援業務
受託候補者選定に係る評価要領

(目的)

第1条 この評価要領は、「京都市京北地域でのデマンド交通システム構築及び実証運行支援業務」において、歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会設置要綱第3条の規定により受託候補者を選定するために行う評価について必要な事項を定める。

(評価方法)

第2条 京都市京北地域でのデマンド交通システム構築及び実証運行支援業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、企画提案者から提出された企画提案書等に基づいて評価する。企画提案者が1者のみであった場合も、評価を行い、有効に受託候補者を選定するものとする。

(評価基準)

- 第3条 企画提案書の評価は、別紙「選定評価シート」により行う。
- 2 選定委員会は、各委員の評価点の合計値を企画提案者の評価点とする。
 - 3 評価点の合計値が最も高い者を業務受託候補者とする。
 - 4 同点の場合は委員長が選考する。

附 則

(施行期日)

この要領は、決定の日から施行する。